

国立国会図書館における 資料デジタル化事業の 現状と課題

国立国会図書館
電子情報部電子情報企画課長
大場 利康



資料デジタル化の概要



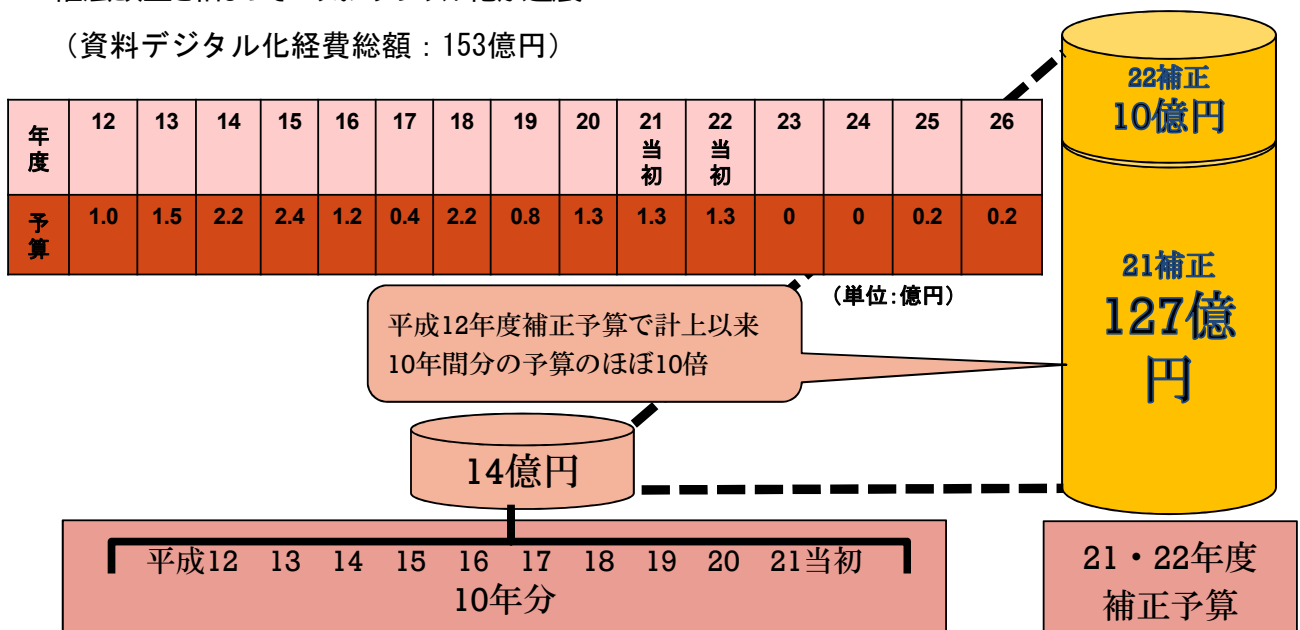
1. 資料デジタル化の経緯

- 平成12年度から資料デジタル化実施
 - 著作権処理を行いインターネットで公開
- 平成21年著作権法改正（第31条第2項新設）
 - 国立国会図書館の資料を保存する目的でデジタル化が可能に
- 平成21,22年度に大規模デジタル化事業を実施
- 平成24年著作権法改正（第31条第3項新設）
 - デジタル化資料のうち絶版等資料を全国の図書館等で利用することが可能に
- 平成26年1月～図書館等への送信開始

2. デジタル化予算の推移

- 平成12年度の明治期刊行図書のデジタル化の予算化から、デジタル化を開始（2～4万冊/年）
- 平成21、22両年度の補正予算にて大規模に予算措置がなされ（前者127億、後者10億）、著作権法改正と相まって一気にデジタル化が進展

（資料デジタル化経費総額：153億円）



3. デジタル化資料提供状況①

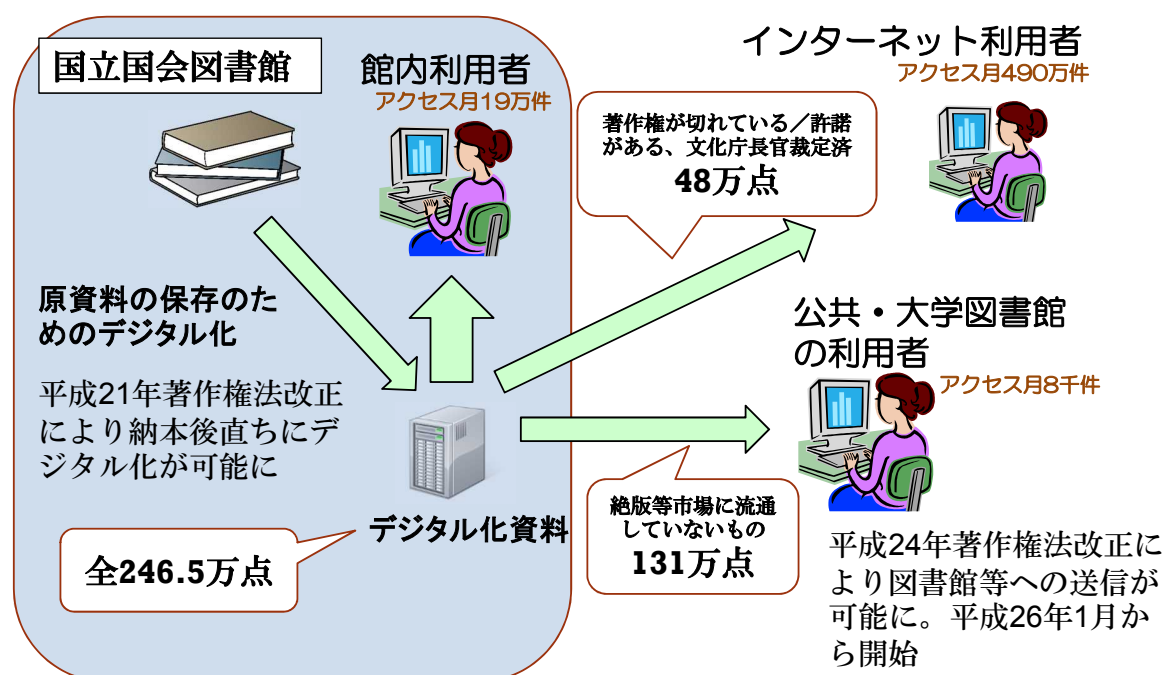
平成26年8月末時点（概数）

資料種別	インターネット公開	図書館送信	国立国会図書館内限定	合計	年代・内容
図書	35万点	50万点	5万点	90万点	昭和43年までに受け入れた図書
雑誌	0.8万点	67万点	56万点	123.5万点	平成12年までに発行された雑誌
古典籍	7万点	2万点	—	9万点	貴重書・準貴重書、江戸期以前の和漢書等
博士論文	1.5万点	12万点	1万点	14万点	平成3～12年度に送付を受けた論文
その他	4万点	—	6万点	10万点	官報、憲政資料、日本占領関係資料等
合計	48万点	131万点	68万点	246.5万点	

注) 概数のため、合計が合わない場合があります。

5

3. デジタル化資料提供状況②



6

4. デジタル化資料の転載利用

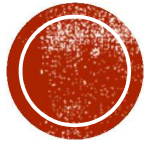
- デジタル化資料の転載利用
 - インターネットで提供しているコンテンツの転載（復刻、翻刻、掲載、放映又は展示等）を行う場合には、転載依頼フォームにより、あらかじめ国立国会図書館に申込みが必要
http://www.ndl.go.jp/jp/attention/index.html#web_repro
⇒平成26年5月1日から、著作権保護期間が満了した資料の転載手続を不要としました
- デジタル化資料の画像データの試行提供
<http://www.ndl.go.jp/jp/service/reprint.html>
 - 平成26年8月1日、図書館送信及びNDL館内限定公開の資料について、復刻・翻刻を目的とした利用に限って、画像データの試行提供を開始
 - 申請者による著作権処理又は著作権保護期間満了の確認が必要
 - 出版の形態等により、使用料若しくは製品の一定数の寄贈、又はその双方が条件となる場合がある

7

5. 関係者協議による調整

- 国立国会図書館と権利者、出版者等の関係者間の協議の場として「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」を設置（平成20年9月～）
- 図書館への限定送信に関するワーキングチームを設置（平成23年11月～）
- 「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」（平成24年12月）
http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/digitization_agreement02.pdf
：この範囲において図書館向けデジタル化資料送信サービスを実施
- デジタル化する録音資料の利用に係る協議のために、「録音資料のデジタル化及び利用に係る関係者協議会」を設置（平成26年5月～）

8



図書館向けデジタル化資料送信サービスの概要



1. 図書館等への資料デジタル化送信サービス～送信対象資料

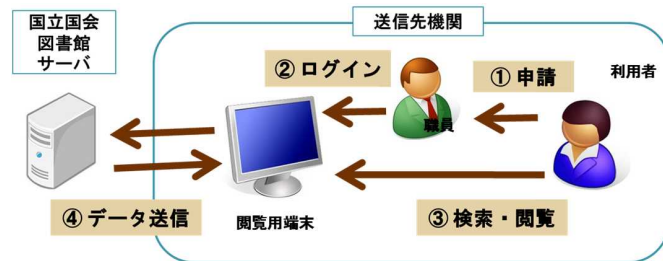
- 「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料」
(著作権法第31条第1項第3号)
=市場に流通在庫がなく、かつ、商業的に電子配信されていない等、一般的に図書館等において購入が困難な資料。ただし、オンデマンド出版されている資料は、入手可能なものとして扱う
- **除外手続**
 - 入手可能性調査** (1月～6月)
国立国会図書館において、民間の在庫DBと機械的に突合し、市場で流通しているもの等を除外
⇒調査の結果報告、送信候補資料リストをHPで公表
 - 事前除外手続** (7月～11月)
出版者及び著作(権)者等からの申出に基づき除外 ⇒送信対象決定、送信開始
 - 事後除外手続** (1月～)
送信開始後も除外申出を随時受付
- その他、関係者協議により、図書扱いの漫画と絵本、商業出版されている雑誌は送信を留保

2. 図書館等への資料デジタル化送信サービス～利用の仕組み

「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」に基づき利用提供

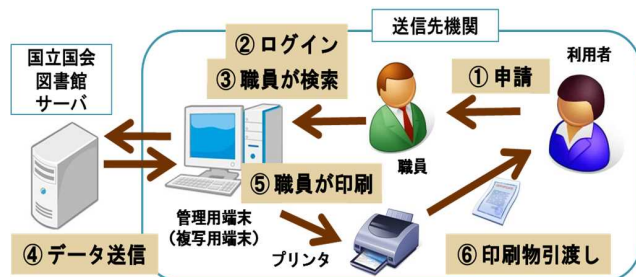
■ 閲覧利用

- 端末は職員のみ目の届く場所に設置
- 利用は送信先機関の「登録利用者」のみ
- 閲覧申込の都度、職員がログイン
- 利用後、ブラウザを終了
- 不正の監視・注意喚起



■ 複写利用

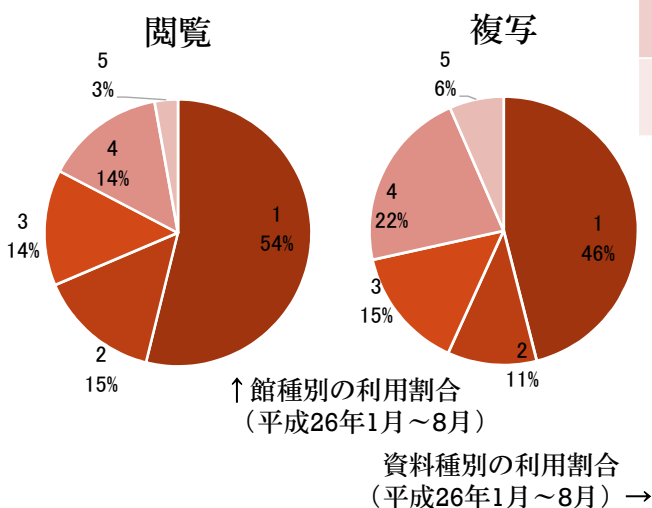
- 端末は利用者が操作できない場所に設置
- 利用は送信先機関の「登録利用者」のみ
- 複写申込の都度、職員がプリントアウト（セルフプリントアウト不可）
- 著作権法上の要件の確認
- 利用後 ブラウザを終了（キャッシュの自動削除をONに）
- 複写記録の作成と1年間保存（個人情報を除く）



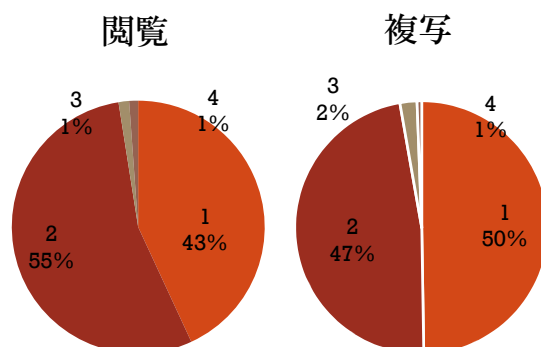
11

（参考）図書館等への資料デジタル化送信サービス～利用統計

- 参加館は平成26年8月末時点で303館（都道府県立図書館52館、政令指定都市立図書館32館、市町村立図書館85館、大学図書館125館、その他9館）
参加館リスト：http://dl.ndl.go.jp/ja/soshin_librarylist.html
- 利用統計：http://dl.ndl.go.jp/ja/soshin_library_stats.html



	平成26年1月～8月	平成26年8月
閲覧	46,147 回	8,913 (1日平均288) 回
複写	20,717 回	4,273 (1日平均138) 回



12



デジタルアーカイブに関して

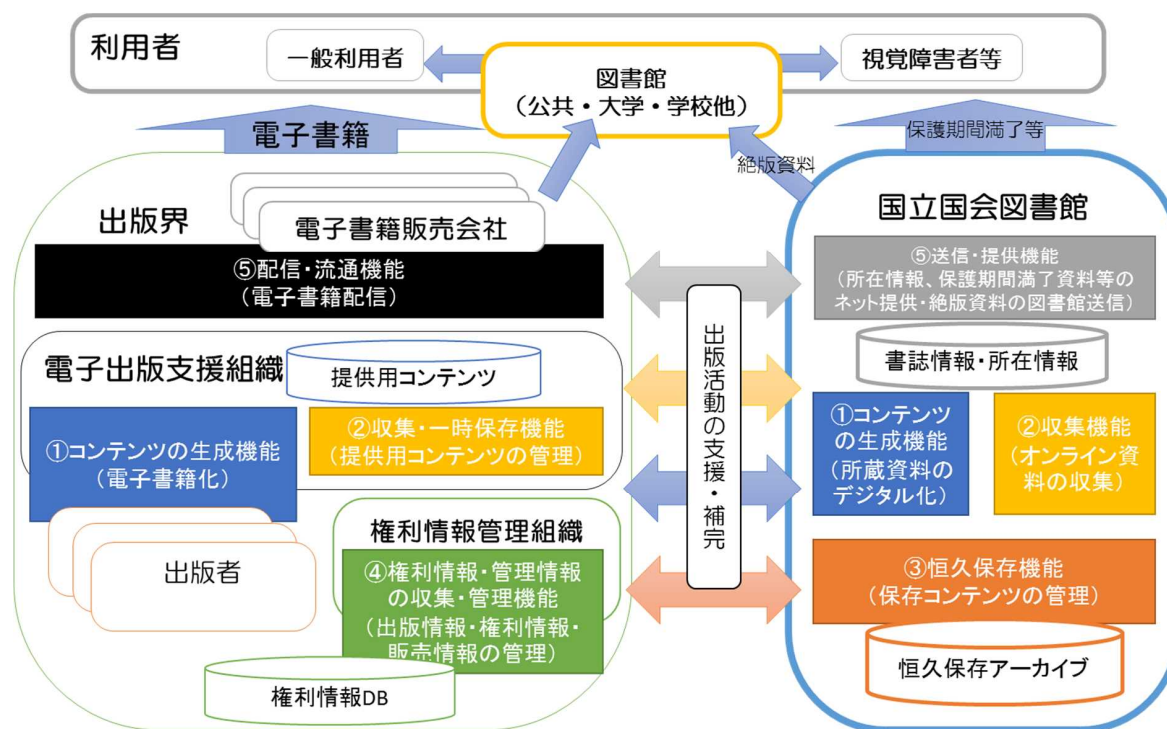


1. 「ナショナルアーカイブ」への協力

- 平成26年著作権法改正
参議院文教科学委員会附帯決議（平成26年4月24日）

「ナショナルアーカイブが、図書を始めとする我が国の貴重な文化関係資料を次世代に継承し、その活用を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、その構築に向けて、国立国会図書館を始めとする関係機関と連携・協力しつつ、著作権制度上の課題等について調査・研究を行うなど取組を推進すること。」

2. 国立国会図書館の役割



15

3. デジタルアーカイブ促進に向けた課題

- 国立国会図書館のデジタル化資料の利活用
 - 出版社等による復刻、翻刻、電子書籍出版等の二次利用の促進
 - ⇒ 今回の裁定制度の見直しにより、事務的負担が軽減
 - ⇒ デジタルアーカイブ促進に向け、更なる取組
 - 当館を含む公的機関の裁定結果の第三者による活用／著作物・著作者単位での裁定結果の共有／権利情報管理組織の充実等
 - 海外の図書館等へのデジタル化した絶版等資料の送信サービス
 - ⇒ 海外の日本研究図書館等から強い要望あり／日本文化の発信力強化に繋がる
 - テキスト化データの作成とその利用
 - ⇒ 検索及び検索結果表示のための利用／研究者による調査・研究利用
- 当館以外の図書館等におけるデジタル化の促進
 - 各図書館等が所蔵する資料の原本保存目的のデジタル化
 - ⇒ 各図書館等におけるデジタル化推進が課題
 - ⇒ デジタル化データの複製物の当館による長期保存・提供が可能にならないか
 - 各図書館等がデジタル化した絶版等資料の図書館等への配信
 - ⇒ デジタル化した各図書館からの配信／国立国会図書館からの配信

16